

## 公立大学法人名古屋市立大学に対する開示請求の手続等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）の規定に基づき、公立大学法人名古屋市立大学に対する開示請求の手続及び公立大学法人名古屋市立大学が行う保有個人情報の開示の実施方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(本人確認書類等)

第2条 令第22条第1項第2号及び同条第2項第2号の行政機関の長等が相当と認める書類は、別表第1に掲げる書類とする。

(開示の実施方法)

第3条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法及び令第23条第1項の閲覧又は写しの交付の方法として行政機関等が定める方法は、別表第2に掲げる方法とする。

(手数料)

第4条 法第89条第7項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

### 別表第1（第2条関係）

令第22条第1項第2号に定める行政機関の長等が相当と認める書類	令第22条第1項第1号に規定する書類が更新中である場合に交付される仮証明書や引換書類
	旅券
	船員手帳
	海技免状

	無線従事者免許証
	認定電気工事従事者認定証
	電気工事士免状
	調理師免許証
	外国政府が発行する外国旅券
	療育手帳（愛の手帳、愛護手帳、緑の手帳）
	介護保険の被保険者証
	敬老手帳
	り災証明書
	学生証
	その他相当と認められる書類
令第22条第2項第2号に定める行政機関の長等が相当と認める書類	在外公館の発行する在留証明
	開示請求書に記載された氏名及び住所又は居所が明示された配達済みの郵便物
	開示請求者が所在している施設の管理者が発行した居住証明書や宿泊証明書等

別表第2（第3条関係）

行政文書の種別		開示の方法	
文書及び 図画	文書及び図画（フィルムを除く。）	閲覧	
		写しの交付	
	フィルム	フィルム（マイクロフィルムを除く。）	視聴
		マイクロフィルム	閲覧 写しの交付（印刷物として出力されたものの写しの交付に限る。）
電磁的記 録	録音テープ及び録音ディスク	聴取	
		写しの交付（録音カセットテー	

		<p>に複製したものの交付に限る。)</p>
	ビデオテープ及びビデオディスク	<p>視聴</p> <p>写しの交付（ビデオカセットテープに複製したものの交付に限る。)</p>
	その他の電磁的記録	<p>閲覧（印刷物として出力されたものの閲覧に限る。）又は視聴</p> <p>写しの交付（印刷物として出力されたものの写し又はフロッピーディスク若しくは光ディスクに複製したものの交付に限る。)</p>

備考

- 1 電磁的記録を写しの交付の方法により開示する場合の録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク又は光ディスクへの複製は、実施機関が保有する機器及びプログラムにより行うものとする。
- 2 電磁的記録を閲覧又は写しの交付の方法により開示する場合の印刷物の出力は、実施機関が保有するプログラムにより行うものとする。